

1. はじめに

1997 年のアジア金融危機が、フィリピンを含むアジア諸国における銀行監督の脆弱さを浮き彫りにしたことは複数の専門家が指摘しているところである。それに応じる形で、アジア全域で銀行監督当局者がそれぞれ自国における慣行の改善に乗り出しが、その手法は個別の取り組みを通じたもの、あるいは銀行監督当局者で構成される様々な地域グループによる地域的活動を通じたものがある。こうした取り組みは一般的に、バーゼル銀行監督委員会から発行された「実効的な銀行監督のためのコアとなる諸原則（バーゼル・コア・プリンシップ）」が指針となっている。

本稿ではフィリピン中央銀行（以下、BSP）が、特に法的・監督枠組みの強化、組織構造の拡充、バーゼル・コア・プリンシップの遵守の向上、様々な銀行監督手段の導入などに着手した取り組みについて論ずる。

本書の構成は以下の通りである。第 2 節ではまず、フィリピンの金融制度の概観を説明し、国内の様々な金融監督機関の役割について論ずる。第 3 節ではフィリピンの銀行制度の仕組みと実績の概要を説明し、第 4 節ではフィリピンの銀行制度監督の状況や進展について論ずる。第 5 節は結語である。

2. フィリピンの金融制度の概観

フィリピンの金融制度の中心は銀行である（表 1）。しかし、他の金融機関も活発であり、これにはノンバンク金融機関、プリ・ニード会社*、保険会社などが含まれる。

¹ 2007 年 12 月 17 日に東京で開催された IMF-FSA コンファレンス「金融の安定と金融部門の監督 - 過去 10 年の教訓と今後の対応」における、フィリピン中央銀行 監督・検査部門担当副総裁 ネストル・A・エスペニーニャ・ジュニア氏の報告論文

* 主に中・低所得者を対象として冠婚葬祭、子弟の学費準備、個人年金等を目的とした日本の学資・簡易保険に類似する商品を販売している会社

表 1. 銀行制度

	総資産 単位：百万ペソ 2007年9月末時点	2007年11月末時点での 銀行数
銀行	4,930.1*	838
-総合銀行	3,539.1	16
-商業銀行	764.4	22
-貯蓄銀行	477.9	82
-農村銀行及び協同組合銀行	148.7*	728

* 試算

3つの主要機関が、フィリピンの金融制度における異なる金融機関を監督している。フィリピン中央銀行（BSP）は金融当局であることに加え、銀行、銀行の系列金融子会社及び関連会社（保険会社を除く）、非株式貯蓄・貸付組合、質屋を監督しているが、これは BSP 憲章（R. A. 7653）、一般銀行法（R. A. 8791）及びその他の特別法に定められてある通りである。他方、証券取引委員会（SEC）は国内資本市場を統括するので、自主規制機関（SRO）、投資信託会社、証券ブローカー／ディーラーを監督する。また SEC は投資会社、金融会社、ブリ・ニード会社も監督する。保険委員会（IC）は保険会社及び再保険会社、保険ブローカー、共済組合を監督している。さらに、フィリピン預金保険機構（PDIC）も、預金保険業者としての役割に応じて、銀行に対する監督権限の一部を BSP と共有する。

2004年7月、3つの金融監督機関が、PDICと共同で、基本合意覚書（MMOA）の調印を通じて金融部門フォーラム（FSF）を設立した。FSFは本質的に協同的な取り組みであり、特定の法的権限はなく、従って統合的な監督機関として機能することを意図するものではない。FSFは主に、個々の金融規制当局が共通事案に関する調整や討議を行う場としての役割を果たすものである。FSFは2か月毎に定例会議を行い、合意により決定を下し、構成機関がそれぞれの機関目的に基づき個々にその決定を実施する。FSFは4つの構成機関の主席、即ち BSP 総裁、SEC 委員長、保険委員長、PDIC 総裁の4名で構成されている。合意に基づき、BSP 総裁が議長を務め、BSP が FSF 事務局を務める。FSF 設立の主要目的には、金融コングロマリットの監督改善や、「規制上のグレーゾーン」で活動する企業の発生への対処が含まれる。この目的達成の一助とすべく、FSF は監督・規制政策、報告・情報交換、利用者保護という3つの中核的分野に取り組む作業部会を設けている。

3. フィリピンの銀行制度

フィリピンの銀行制度の構造

フィリピンの銀行制度は商業銀行（さらに総合銀行と普通商業銀行に細分される）、貯蓄銀

行、農村銀行、協同組合銀行の4種類の銀行で構成されている。これらの銀行は資本金の規模や請け負う業務の種類に応じて区分される。資本金に関して言えば、総合銀行と普通商業銀行の必要最低資本金はそれぞれ49億ペソ及び24億ペソ、メトロマニラに本店のある貯蓄銀行については3億2,500万ペソ、メトロマニラ外に本店のある貯蓄銀行については5,200万ペソである。農村銀行及び協同組合銀行の場合、必要最低資本金は、都市／自治体の種類に応じて260万ペソから2,000万ペソの間である。最低資本金とは別に、銀行は10%の最低リスクベース自己資本比率を満たすよう要求される。このリスクベースの資本要件は、本質的に、バーゼル委員会による1988年の自己資本比率規制、また最近のBasel II勧告を含む近年の改正に適合するものである。

それぞれの銀行に認められている活動については、総合銀行と普通商業銀行は小切手の受理及び信用状の発行、約束手形、小切手、為替手形及びその他の債務証書の割引や交換、預金の受領、外為の売買である。さらに、総合銀行は投資信託業務、銀行業務に関係しない事業に従事する会社への株式投資、また、商業銀行以外の系列金融機関の株式を最大で100%所有することが認められている。他方、貯蓄銀行は預金者の貯蓄の積み立て、また自己資本と併せて、これらの預金をリテール貸付へ投資すること、あるいは住宅建設や住宅開発などへの融資を認められている。また貯蓄銀行は、事業向けの短期運転資金や中長期融資の提供も行う。最後に農村銀行は、預金の受託のほか、都市開発が遅れている地域において、妥当な条件で融資を提供するものとされている。こうした貸付の主な目的は、農業者、漁業者、協同組合および販売業者の通常の融資需要に応えることである。

またフィリピンは、補助金のない持続可能なマイクロファイナンスの実施において、この分野に特化した農村銀行を中心とした銀行制度を提供することにより、大幅に前進した。商業銀行も徐々に、リテール・マイクロファイナンス専門の金融機関向けの大口融資を通じて、この分野へ参入しつつある。

2007年11月末時点で、フィリピンの銀行制度を構成している銀行は828行ある。その数のうち、38行が総合銀行／商業銀行、82行が貯蓄銀行、728行が農村銀行／協同組合銀行である。資産に関して言えば、2007年9月末時点でフィリピンの銀行全体の資産額は4兆9,300億ペソにのぼり、これはフィリピンのGDPの約78%に相当する。この金額のうち、約87%が総合銀行／商業銀行の所有であるが、一方、貯蓄銀行と農村銀行／協同組合銀行はそれぞれ10%と3%に過ぎない。また、総合支店または子会社／関連会社として営業する外国銀行の存在も大きい。² 現在22行の外国銀行がフィリピンで営業しており、銀行制度の総資産の13%を占める。これらのうち、18行が総合銀行／商業銀行として営業している。

² 共和国法第7721号の下で、外国銀行はフィリピンでの営業を認められている。外国銀行は総合支店として営業できるが、交付される免許は最大10件までと制限されている。そのかわり既存の銀行（総合銀行、商業銀行又は貯蓄銀行）を買収し、その銀行の60%までを所有することは認められている。7年間の参入期間枠（2000年6月から2007年6月まで）の間、外国銀行は2000年一般銀行法の下で100%までの所有が認められていた。

フィリピンの銀行制度の実績

フィリピンの銀行制度は2007年において堅調な回復を継続し、資産、貸付及び預金の成長率はそれぞれ8.6%、6.0%、6.1%であった。これに伴い、収益率もかなり良好で、総営業利益が9.3%増加し、ROAとROEの数字はそれぞれ1.2%と10.7%であった。

資産内容も引き続き改善傾向にある。2007年9月末のNPL及びNPA比率はそれぞれ5.6%と6.3%に留まり、これはアジア金融危機以前の3-4%に極めて近い数字である。NPL及びNPAの比率は、アジア金融危機の渦中ではピーク時18%にまで達した。この減少の原因は、主に2005年に施行されたSPV法により推進された資産整理プロセスにあると考えられるが、同法は銀行がNPAを不良債権処理を目的に創設された民営の特別目的事業体（SPV）へ売却する際の取引摩擦コストを削減する手段として、財政的インセンティブを与えるものである。外国のファンドはこうしたSPVへの投資が認められており、銀行制度におけるNPAの吸収や解決に大きな役割を果たしてきた。これまでのところ、約1,260億ペソのNPAが銀行全体により既に整理された。銀行全体の資産内容は、2008年5月まで延長されるSPV法の下でのNPAの整理継続に伴い、さらなる改善が期待される。銀行はまた、獲得資産に伴う取決めに参入することも認められているが、基本的に、その取決めへの新規融資が当該銀行から提供されないという制限がつけられている。この運営は成長途上にある不動産市場に広まりつつある。

銀行全体の自己資本比率（CAR）は2007年6月末時点で18.83%であったが、これはバーゼル及びBSPのそれぞれ8%及び10%という最低基準を大きく上回る。銀行制度の支払能力比率も、今年7月のBasel II（標準的手法）が実施されたが、それでもなお、回復力を失っていないようだ。総合銀行による類似の有効な確証ある運転レポートに基づくデータから、CARは平均的に約300bpsのみの減少で、14~15%となることがわかった。この減少の大部分は、新たなオペレーションリスクへの補填によるものである。

4. フィリピンにおける銀行監督

法的・監督枠組み

改正共和国法第7653号は、1993年新中央銀行法の名でも知られているが、同法ではフィリピン中央銀行が、銀行及び関連事業に従事する銀行の子会社や関連会社に対する監督を行う権限を認めた。これは統合型監督を行う法的根拠を与えるものである。他方、銀行監督を実施する際のリスク重視のアプローチは、2000年一般銀行法（共和国法第8791号）によって導入された。

統合型監督の実施原動力は、少数の裕福な一族が支配する複合的な銀行グループやコングロマリットの出現であった。発展途上の国内資本市場を背景に、規制上の裁定取引から利益を得、またファミリー企業グループのための低コスト資金を容易に調達するため、特定の構造が復活したことが見受けられた。

他方、銀行ビジネスの複雑化に遅れを取らないため、リスク重視のアプローチが必要となった。加えて、利用可能ではあるが限られた監督人材に対する需要が同時に増加したことから、優先順位の高い特定のニーズに基づいて、より効率的な配分が可能になる代替的アプローチの模索が促された。確かに、自らの経営状態が良好であることを示す金融機関は、経営状態が悪いと判断される金融機関に対する場合ほど監督当局の注意は必要としない。

中央銀行は当初、統合型監督とリスク重視のアプローチへの移行を実現するにあたり、変化への対応と主要な利害関係者の十分な賛同の確保の重要性を認識した上で、漸進主義的なアプローチを採用した。さらに、当初より明らかであったのは、統合型監督及びリスク重視のアプローチの全面的採用には、データ収集における改善、監督プロセス・手続の全面的な刷新、そして銀行監督当局者の見方・考え方におけるパラダイムシフトが求められるということであった。最後に挙げたパラダイムシフトが最大の課題であったが、それはより上位の監督当局者の多くがコンプライアンス重視の監督に当っていたからである。

中央銀行はまず 1998 年、銀行及び子会社／関連会社の検査について、共通の期限にすることで、統合型監督の方向へ動き始めた。しかし、検査は漠然と調整されたものに過ぎなかった。2005 年になってようやく、銀行グループに対する監督アプローチが正式に統合され、それ以来、変革のペースが急加速した。この取り組みには FSF の創設による後押しもあった。

コンプライアンス重視から、リスク重視の監督アプローチへの移行は 1997 年に始まった。この時、BSP は監督上の主眼を、直前の検査から一般的に計算された一定の期間内に法律あるいは銀行規制の規定に対する違反が特定される、サンプル取引の財務監査に対するものより、むしろ銀行のリスクエクスポージャーの測定及び管理に焦点を当てる方向性へ次第に転じた。しかし、主に内部の抵抗により進展は非常にわずかで、全面的な移行は 2005 年によく始まつたに過ぎない。

BSP の新たな監督アプローチは現在、リスク管理慣行の質の評価を重視するものであり、また、銀行がリスクを管理、吸収、価格付けする能力を実証する限りにおいて、銀行がリスクを負うことを通常認めるものである。これは過大であると見なされたリスクを負うことに対し銀行へ警告していた従来のアプローチとは対極的である。リスクを負う銀行の活動に対する規制支配を慎重に緩和するにあたり、BSP は当然、銀行の取締役会及び経営幹部がそれぞれの銀行の健全性及び安定性を確保する責任を強調しなければならない。BSP

の役割はまず、管理の質、方針及び手続の妥当性、リスク管理体系の頑健性及び内部監査機能の実効性を評価することである。

変更されたアプローチ内容を実行するため、BSP は監督・検査部門を通じ、データの収集及び保存、銀行監督スタッフの能力要件の見直し及び改正、検査及びオフサイトモニタリング・プロセスの刷新、そして銀行監督スタッフの技能を継続的に向上させる取組みの強化が必須であると考えた。

データの収集及び保存

データの収集及び保存に関しては、新たな財務報告パッケージ（FRP）が作成されたが、これはフィリピン会計基準（PAS）とフィリピン財務報告基準（PFRS）に適合するものである。2005年、PASとPFRSは財務上の透明性を高めるべく、IASやIFRSと全面的に歩調を合わせるよう改正された。電子媒体で提出されるFRPは、電子処理に委ねられているが、これは監督プロセスをサポートするより良質の、時宜に即した分析につながる、多くの関連データの収集を容易にすることを意図している。このような分析は監督プロセスをサポートすることにつながる。データ保管システムもまた、許可を受けた人員があらゆる監督データへ容易にアクセスすることを可能にし、またデータの垂直的・水平的分析や、同業のグループにおける比較及び傾向評価の実施を容易にした。検査官や分析官は、包括的なプログラム化された銀行実績報告（BPR）を用いてそのような分析を実施、あるいは個別のデータ検索を実施することができる。

非常に近い将来、報告を行う銀行には、付加価値のある、より優れた品質管理向けに、個々のデータと総計された業態別データへの、ウェブ上のアクセスが提供される予定である。

FSF 機構の枠内における他の金融規制機関 (SEC、OIC、PDIC) との情報共有のための公式・非公式の取り決めもまた、とぎれない監督の促進へ貢献してきた複合的な銀行グループに関する、より包括的な情報をもたらしてきた。

検査及びオフサイトモニタリング・プロセスの刷新

リスク重視の監督は、オンライン検査とオフサイトモニタリングのバランスの取れた補完が特徴である。効果的なオフサイトモニタリングによって、銀行単位またはグループの変化するリスクプロファイルに関する評価が更新され、オンライン検査の範囲設定や計画立案への貴重な情報源としての役割を果たす。他方、オンライン検査の直後に作成及び共有される検査報告書は、監督上の結論をわかりやすく明瞭に提示しており、銀行のリスクプロファイルに関する最新の評価の作成に大きく貢献するものである。それぞれ個別の任務を果たす作業部門の相互依存と密接な協調関係は、チームワークの育成に役立ち、相互の

信頼を構築につながる。

オンサイト検査では、コンプライアンスにかかる事項の実践から、ガバナンス及びリスク管理の健全性や監査機能の実効性を重視するものまで、様々な焦点を想定する。検査は、検査官の優れた分析能力や判断に委ねられる。CAMELS として知られる銀行格付けシステムの実施方法も同様に、新たなアプローチを反映するよう、見直されてきた。さらに、検査チームは現在、格付けがどのように決定されたかについて、銀行とより率直に討議することが期待されている。

オフサイトモニタリングの場合、財務上・評判上の健全性に対する潜在的脅威の原因を見極めることができるようになることが課題である。ここでは批判的思考能力と健全な判断力が非常に重要である。この任務を与えられた銀行監督当局者は、入手可能なあらゆる情報をもとに、潜在的脅威を認知したものについて、より高度な管理を警告する必要がある。相手と接触する核となる人物として、その当局者は、銀行の業務について徹底的に理解し、最新情報を持っている必要がある。モニタリングの評価は、四半期毎に更新される制度的概観（IO）文書にまとめられる。

一連の技能及び訓練

監督の実施における方法論及びプロセスの改正では、従来は会計・監査技能と見なされてきたもの以外に、一連の新たな技能の必要性が強調された。これらは現在、内部で構築された訓練プログラムや、IMF（日本政府が資金援助）、ファースト・イニシアティブ（世界銀行が運営）及び USAID からの技術支援を通じて提供される外部の専門家の支援による専門コースを通じて開発中である。全ての監督要員が、これらの継続的訓練プログラムを受けることが求められる。技術支援の主な目的は、適度な費用で団体訓練を推進するための、監督当局者内部の指導者の育成でもある。訓練コースのリストは附属書 A に記載されている。クラス単位の訓練に加え、IMF の資金援助による常勤アドバイザーや短期コンサルタントも、実践的訓練を実施している。

内部訓練プログラムは、特に先進的な監督慣行を持つ諸外国政府や、BIS や SEACAN、EMEAP、SEANZA などの地域機関が実施する外部の訓練コースへ、選抜された職員を派遣することでさらに充実したものとなる。

また BSP は、協会認定証券アナリスト（CFA）、公認内部監査人（CIA）、プロフェッショナル・リスク・マネージャー（PRM）、ファイナンシャル・リスク・マネージャー（FRM）、IT 検査官向けの公認情報システム監査人（CISA）など、関連技能の国際認定を受けた人材の獲得を、積極的に奨励・援助してきた。さらに BSP は弁護士を含む職員を大学へ派遣し、銀行監督の拡大している要求の支えとなる関連分野での大学院教育を受けさせている。監

督当局者の雇用方針も同様に、統計学、経済学、数学及びオペレーションズリサーチなど、金融や会計以外の専門分野から新たに優秀な人材を獲得すべく拡大されてきた。

しかし、BSP が銀行監督の分野における人材開発に多大な投資を行ってきたにせよ、人材を引き留めるという課題にも対処しなければならない。高度な技能を持ち合わせた人材ほど、同じ一連の技能を必要としている外国の銀行監督当局、国際的な会計事務所、民間産業にとっても魅力的だからである。

BSP 監督・検査部門 (SES) の組織

副総裁が率いる BSP-SES は、銀行監督に関する任務を実行する役割を担う、BSP の特別組織である。SES は目下、リスク重視の監督アプローチの効果的な実施に向けて、抜本的かつ包括的な組織再編に着手している。

組織再編の下、一般的な種別毎に銀行へ割り当てられていた旧来の個別で隅々にまで及ぶ監督・検査部門の構成は専門家による組織構成を特徴とするものへと替わりつつある。これは主要な銀行監督プロセスを軸に構築されており、大手銀行グループあるいは金融機関の多様化されたポートフォリオを担当した、総合的な監督を行う、リレーションシップ管理チームと一緒に行われる。(従来の組織構成は附属書 B に、新たな組織構成は附属書 C に記載されている。)

新しい SES は 4 つの主要な小部門に分けられ、その目的は以下のものを提供することである。(1) 監督プロセスにおける特定の活動についての十分な管理及び説明責任、(2) 高度な専門分野への特化、(3) 監督上の方針、ルール、規制の解釈及び適用における一貫性、(4) 検査報告の提出及び特に重要な監督任務の完遂における適時性。

新たな組織構成では、トラブルを抱えた銀行の特別な要件について、問題の早期解決の目的により認識しやすくなっている。同時にこの組織構成は、普通に営業している金融機関関係者向けに、リスク重視の監督手法の非常に柔軟で能動的で拡張性のある適用を許容する。これは継続性のためのオフサイトのリレーションシップ・マネージャーの協調努力と、対象金融機関のリスク状況に応じて様々な専門家の技能を結集する、オンサイト検査条件を通じて可能となるものである。この組織構成は免許交付、政策展開、データ管理、消費者問題管理、行政サービスなどの極めて重要なサービスの集権的な提供によって補完される。

適切な技術も、監督の効率性や知識の共有を最大限に高める目的で導入されている。全ての監督関連の財務データ及び非財務データが集中的に収集及び処理され、これらのデータがセキュリティ許可に応じて検査官、分析者、マネージャーがオンラインで使用できる

ような監督データ保管環境により、システム上のメリットをもたらしている。銀行監督活動の管理を向上させるため、検査官人材スケジューリング・システム（ERSS）が開発段階であり、2008年に導入される予定である。これはネットワーク・フローのプログラミングやその他のオペレーションズリサーチ技術を活用することにより、次に挙げる課題の最適な解決策を経営陣が実現することを支援するものである。(1)「最適な」検査官グループがリスクプロファイルに応じて各銀行に配属されることを確実にするため、検査官の人材を如何に効率良く配分できるか、(2)時宜に即した検査、継続的な検査官の訓練、計画的な休暇、通常の人事異動、また人事上の非常事態及びその他の不測の事態に対するニーズのバランスを取る、適切な配属計画とは何か。これは監督の人材確保は予算的にも時間的にも制約されている中で、多様な複合体である800余りの銀行だけでなく、無数のノンバンクの金融機関に対する監督が要求される業務環境における重要な課題である。

その他の監督ツール

オンライン検査実施の改善を補完するため、BSPはその他の監督ツール、特にオフサイトの監督向けのツールも強化してきた。例えば、銀行実績報告（BPR）システムの活用は、オンライン検査との中間で監督対象となっている事業体の財務実績のモニタリングに役立っている。BPRでは、1つの簡潔な報告書の中に、CAMELS健全性分析を支援する主要な実績指標が入っている。またBPRは、主要な銀行、特に支払能力や資産内容といったパフォーマンスを変数とした、1年先の予測を生成する銀行早期警告システム（EWS）という統計モデルも利用している。EWSのアウトプットは、オンライン検査の優先順位付けの補助や、銀行の状態に関する査定評価の確認に用いられる。

効果的な銀行監督のためのコアとなる諸原則（バーゼル・コア・プリンシップル）の遵守

フィリピンの効果的な銀行監督のための、バーゼル・コア・プリンシップルの遵守に関する2002年のIMFの評価では、全体ではますますであるが、まだ大きな乖離が存在することが浮き彫りにされた。この乖離には、中でも、監督当局の法的保護の強化、MOUまたはその他の機構を通じたフィリピン国内及び外国の監督機関との情報共有及び協力の体制化、統合型監督の実施及び検査手続の改善、早期是正措置及び問題銀行の処理に向けた枠組みの強化、銀行のリスク管理システムに対する適切な基準の適用、といった事項が含まれている。

もちろん、それ以降、数多くの動きがあった。BSP憲章の改正はまだ制定されていないが、監督当局の法的保護の強化は、現在国会で討議中の改正案の1つである。一方、既存の法律の司法解釈におけるBSP及びその人員の監督権限と法的保護を是認する判例法も、着実に確立してきている。一方で、前述の通り、FSFを通じフィリピン国内の金融監督当局間の情報交換及び協力に向けた、公式な基盤は既に存在する。外国の監督機関との情報交換に

についての取り決めに関しては、BSP は公式な協定を 5 か国の外国の監督機関と交わしており、現在 7 か国と交渉中である。

前述の通り、BSP は 1998 年以来、統合型監督の実施に着手してきた。これに続き、統合型でリスク重視の監督の実践を支援するため、BSP の大規模な組織再編が行われた。しかし、銀行グループに対する広範にわたっているかに見える BSP の監督対象範囲は、自らの憲章及び銀行法により、関連事業に従事する子会社及び関連会社に限った監督及び検査に制約されていることは明らかである。非関連事業の関連会社からの情報入手や、これらの企業の業務を調査する可能性について、たとえそれを行う十分な理由があったとしても、係る規定はない。これらの分野における柔軟性の向上は、現行の BSP 憲章の改正案に盛り込まれている。今のところ、FSF を背景とする協力協定が、これらの制約に適切に対処している。

他方、検査手続は、リスク重視の監督枠組みの導入を補助すべく改善されている。これは 2005 年に始まり、この時、銀行監督・検査マニュアル（以下「マニュアル」と記す）が、米国国際開発庁（USAID）の技術支援を得て、リスク重視のアプローチに適合するよう改正された。「マニュアル」の開発は、BSP 検査官向けの持続可能で関連のある公式基礎訓練プログラムの開発を狙いとしたファースト・イニシアティブからの技術支援の実施と同時に行われた。この訓練プログラムの焦点は、リスク重視の検査の実施であった。その結果、「試験的な」リスク重視の検査が 2005 年から実施され始め、BSP 検査官が訓練プログラムから学んだ成果を適応する場となった。現在では、完全にリスク重視の検査が全銀行に対し実施されている。

BSP の早期是正措置（PCA）枠組みも、2006 年に見直され、大幅に強化された。現在の新枠組みは、より抜本的措置が必要となるような重大な問題の発生を防ぐため、銀行業務における潜在的問題に BSP が対処する時期や方法について、監督対象となっている事業体に明確に伝達するものである。銀行は、自己資本比率が最低基準を下回る、あるいは CAMELS 格付けが 3 を下回る（全体または管理中のもの）、もしくは重大な監督上の懸念がある（反マネーロンダリング問題など）と BSP が判断する場合、必ず早期是正措置が発動される。一旦早期是正措置が発動されれば、銀行の取締役会は、BSP との覚書（MOU）の実行により、必要に応じて一般的には 1 年間の期間枠内に、資本回復計画、事業改善計画、コーポレート・ガバナンス改革を実施するよう求められる。是正措置を受けることになる銀行には、数々の手順が用意されているが、法律との相違によって適用が妨げられることもある。これが、時宜に適う方法で問題銀行の処理を効果的に実行するために、BSP の権限を強化する規定が BSP 憲章改正案に盛り込まれている要因である。

また BSP は、銀行のリスク管理システム向けの適切な基準を公式に施行した。これは、金融デリバティブのリスク管理向けの最低基準に関するガイドラインが皮切りとなった。これに続き、引受け業務向けの内部信用リスク格付け制度や、継続的な信用の状況把握のモニ

タリングを考案及び利用する際に、銀行が遵守しなければならない最低基準に関するガイドラインが定められた。その後、市場リスク管理、流動性リスク管理、IT リスク管理に関する個別のガイドラインも相次いで発行された。BSP はリスク別の管理に関するガイドラインも発行し、これは銀行が直面する 8 つの主要なリスク（信用リスク、市場リスク、金利リスク、流動性リスク、オペレーションナルリスク、コンプライアンスリスク、戦略リスク、風評リスク）に関する BSP の監督のための枠組みを示すものである。これらのリスク管理ガイドラインの発行は、BSP が実施するリスク重視の監督枠組みを補完することが狙いである。また、銀行へ自らのリスク状況把握を批判的に検証することの規律を浸透させる狙いもある。

国際基準の導入

バーゼル・コア・プリンシップと歩調を合わせるべく尽力することとは別に、BSP は資本規制、会計慣行、コーポレート・ガバナンス及び反マネーロンダリングに関する国際基準の発展にも追随してきた。

BSP は、バーゼル委員会が 1999 年に最初の諮問文書を発行した当時から、Basel II 基準の策定を積極的に監視してきた。BSP は Basel II の第三次定量的影響度調査 (QIS) にも参加し、非 G10 諸国 QIS グループの一員でもあった。同時に、BSP は規制枠組みに必要な改正や調整、並びに能力開発プログラムや市場意識高揚プログラムの実施により、フィリピンにおいて Basel II の最終的な導入に向けて、内部的に準備を進めてきた。その結果、BSP は今年 7 月に始まった Basel II の第 1 の柱の下での簡素な手法を首尾よく導入したほか、第 3 の柱のガイドラインも適切に導入した。これに先立ち、最終的な実施ガイドラインの発行前に 1 年以上かけてあらゆる利害関係者と協議を行っており、また半年間、既存の枠組みを並行運用した。2010 年までに、Basel II の先進的手法は、銀行の資本要件を算定する目的で、すぐに全般的に受け入れられていくことと思われる。しかし、外国銀行はもっと早期に、先進的手法を展開する準備が整う可能性があるとの認識もある。これは適切な時期に検討すべき問題である。その時期は、有効なデータの妥当性次第である。現在、内部自己資本比率評価プロセス (ICAAP) ガイドラインが、2008 年中期までの第 2 の柱の運用化を目的に、業界及びその他の利害関係者へ提示されている。

Basel II の先進的手法の利用は、BSP が国際的に活動する金融機関の本拠地（ホーム）というより、むしろホスト側であるにもかかわらず、特にモデルの利用のための承認作業に関してなど、ホーム・ホスト問題をもたらす。したがって、BSP が取るアプローチは、主に外国金融機関の法的地位、つまり支店あるいは子会社のどちらであるか、という点が指針となる。支店は結果的に、組織的な重要性に基づき評価される。組織的に重要でない外国銀行の支店の場合、BSP は本拠地の承認プロセスに委ねることとなる。外国銀行の支店が組織的に重要であれば、BSP は本拠地の監督当局の承認プロセスに関する情報を求めるこ

ととなり、また可能であれば、実際の承認作業への関与を求めることも考えられる。いずれの場合も、BSP は国内でのこうした手法の実施の健全性を評価することになる。外国銀行が子会社であれば、BSP はその外国銀行が用いる手法が集権的に展開されるものか、あるいは局所的に展開されるものを検討する。集権的に展開される手法を用いる外国銀行の場合、組織的に重要な外国銀行支店に対し用いられる方法に則ることになる。集権的に展開するものの、現地において強化するものも含め、局所的に展開する手法を用いる外国銀行の場合、BSP は承認プロセスのあらゆる側面で主導権を握ることになる。

BSP は同様に、フィリピン財務報告基準（PFRS）及びフィリピン会計基準（PAS）も導入したが、これらは国際会計基準審議会（IASB）により出された、改正後の国際財務報告基準（IFRS）及び国際会計基準（IAS）を踏襲するものである。2005 年以降、金融機関は監査済み財務諸表及び健全性報告³ のための財務諸表の双方を作成する際、PFRS 及び PAS の規定を全面的に遵守するよう義務付けられている。一連の新たな会計基準の導入は、財務報告における公正、透明性及び正確性の強化が狙いである。これは外部監査認定制度によって支えられている。BSP は銀行の外部監査人のための資格及び実績基準を規定する規制を公布した。SEC も企業全般の外部監査人向けに、同様の認定プロセスを義務付けている。

さらに、BSP は次に挙げる事項を目的としてコーポレート・ガバナンス強化の実施を銀行に促している。(1) 過剰にリスクを負うことのないよう見守り、健全性を改善すること、(2) 財務報告に求められる高い透明性を可能にし、適切な市場規律を促進すること、(3) 事業取引の公正な実行を確保し、利用者保護を促進すること、(4) ますます複雑化する金融環境の中、確約をし得るような株主及び公衆に対する取締役会の説明責任を与すること。

これらの目的達成に向け、BSP は以下の事項を行ってきた。(1) 銀行の取締役会の義務と責任を、個別の委員会、特に監査委員会、コーポレート・ガバナンス委員会、リスク管理委員会などの創設や、個々の取締役及び事務部長の義務と責任の拡大を含め再定義し、(2) 銀行役員の「フィット・アンド・プロパー」原則の導入を要求し、選任された上級役員（副頭取以上）の就任の前に、BSP 金融審議会の事前承認を要求すること。コーポレート・ガバナンスに関する BSP のイニシアティブ及び実施ガイドラインは、「コーポレート・ガバナンスに関する BSP ハンドブック」と題する 34 ページからなるハンドブックに記載されている。

一方、BSP は今日までに、反マネーロンダリングの強化を対象とする計 67 件の規制を公布した。事実上、これらの新たなルール及び規制は、特に現金払いまたは持参人払いの銀行

³ 健全性報告に対し異なる会計処理方法が規定されているのは以下の 2 例のみである。(1) 連結財務諸表を作成する場合。保険子会社を除く系列金融子会社に限られるが、項目毎にまとめるものとする。(2) 貸付について起こり得る損失に対する引当金を設定する場合。BSP が規定する評価引当金が遵守されるものとする。

小切手の受取人を適切に特定すること、番号付けされた外貨預金口座による同時の顧客身元確認記録を銀行が維持すること、疑わしい取引の報告制度の導入を要求することにより、顧客身元確認要件を重視するものである。銀行及びNBQBの「顧客を知る」(KYC) プログラムは、銀行に対する顧客のデュー・デリジェンスに関する、バーゼル銀行監督委員会の文書に記載された基準に適合するよう要求されている。この同委員会の文書は、銀行及びNBQBにおけるそうしたKYCプログラムの健全性について、BSPの評価基盤を形成するものである。

発展的推進

技能や監督能力の向上に伴い、BSPはますます確信を持って、健全性基準を維持しつつフィリピンの金融制度のさらなる発展を推進するため、発展計画を遂行している。こうした推進の例として、以下のものが挙げられる。(1) 外国為替の自由化、国内の債券・デリバティブ市場の発展及び決済システムの改良への貢献を通じた資本市場の発展、(2) 銀行の持続可能なマイクロファイナンスの実践及び革新的なモバイルバンキングサービスの導入を通じた、貧困層による銀行サービスへのアクセスの増進、(3) 金融リテラシーの促進。

またBSPは、立法による支援の中で、信用情報システム法の制定を通じた包括的信用情報システムの確立、決済システム法を通じた決済システムの近代化、企業再生法を通じた破産枠組みの改革を優先事項としてきた。さらにBSPは、退職後の所得の増加に向けた個人長期貯蓄を促進する退職後個人持株法など、様々な資本市場発展指向の法案を支持するものである。

これらの推進は、安定かつ頑健な形でフィリピンの金融制度が長期間にわたって十分に発展することを目指し、大きな役割を果たすものである。銀行制度に対する現在の過剰な依存は、長期貯蓄でさえも、システム・リスクに陥る傾向にあるような本質的に不安定な制度をもたらす。銀行制度の長期的な安定は、まさに補完的な制度や市場の利便性による。

5. 結論

フィリピンにおける銀行監督・検査は、過去10年間、大きな役割を果たしてきた。既存の法的枠組みによって定められる制限があるにもかかわらず、BSPは国際標準に沿って、監督・検査手法の改良に引き続き取り組んでいる。さらに、BSPは関連規制の公布を通じ、銀行業務実行の改善に尽力している。しかし、銀行監督実務のさらなる改善を実現するには、BSP憲章やその他の関連法規を大幅に改正しなければならないと認識している。このように、BSPはこうした事案に対応すべくフィリピン議会と密接に協力しているところである。

現在進行中の銀行監督改革によって、フィリピン経済において銀行業務の運営と金融サービスの提供は大きく変化している。とりわけ金融のイノベーションへの門戸が開かれ、市場規律の向上が浸透し、競争が活発化した。次に、広範囲にわたる金融サービスを提供する少数の銀行グループと、ニッチの銀行サービスに従事する多大な数の小規模銀行という方向へ、銀行業界における市場主導型の統合が促進された。BSP はこうした動きを注意深く監視及び適応している最中である。

参考文献：

- Bangko Sentral ng Pilipinas. 2007. Updates on BSP Supervised/Regulated Financial Institutions. BSP, Manila.
- International Monetary Fund. 2004. "Philippines: Report on the Observance of Standards and Codes – Banking Supervision." IMF, Washington, D.C.
- Santos, TJN and A. Mullineux. 2007. "The Regulation of Financial Conglomerates in the Philippines." Paper presented at the EU Asia-Link Programme research conference on Safety and Efficiency of the Financial System on 27 August 2007, Manila.
- Zafra, G. and J. Prenio. 2002. "Development of the Philippine Capital and Financial Market." in Pilot Study 2002 of Asia Bond Markets (Yoshino et. al., eds), Keio University Press, Tokyo.

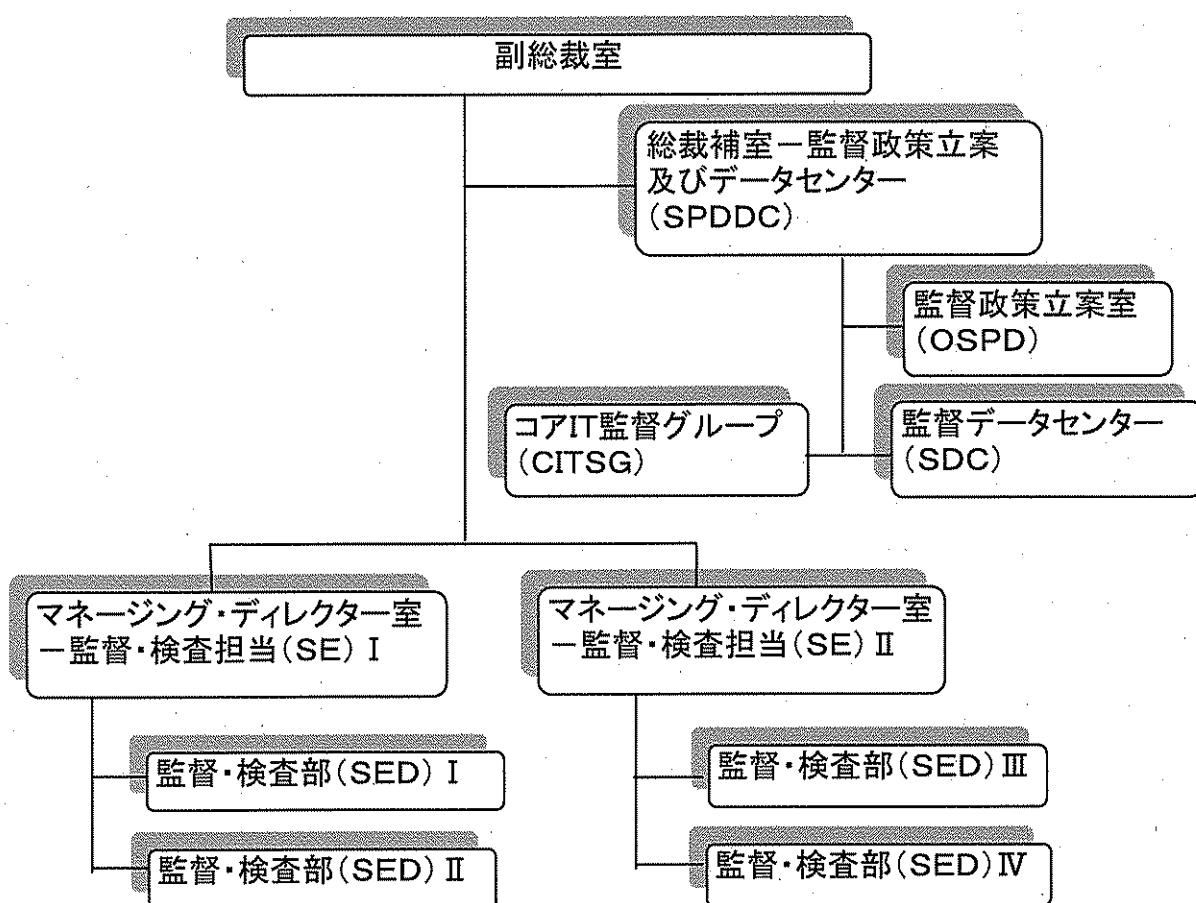
附属書A

監督・検査部門向け監督コース

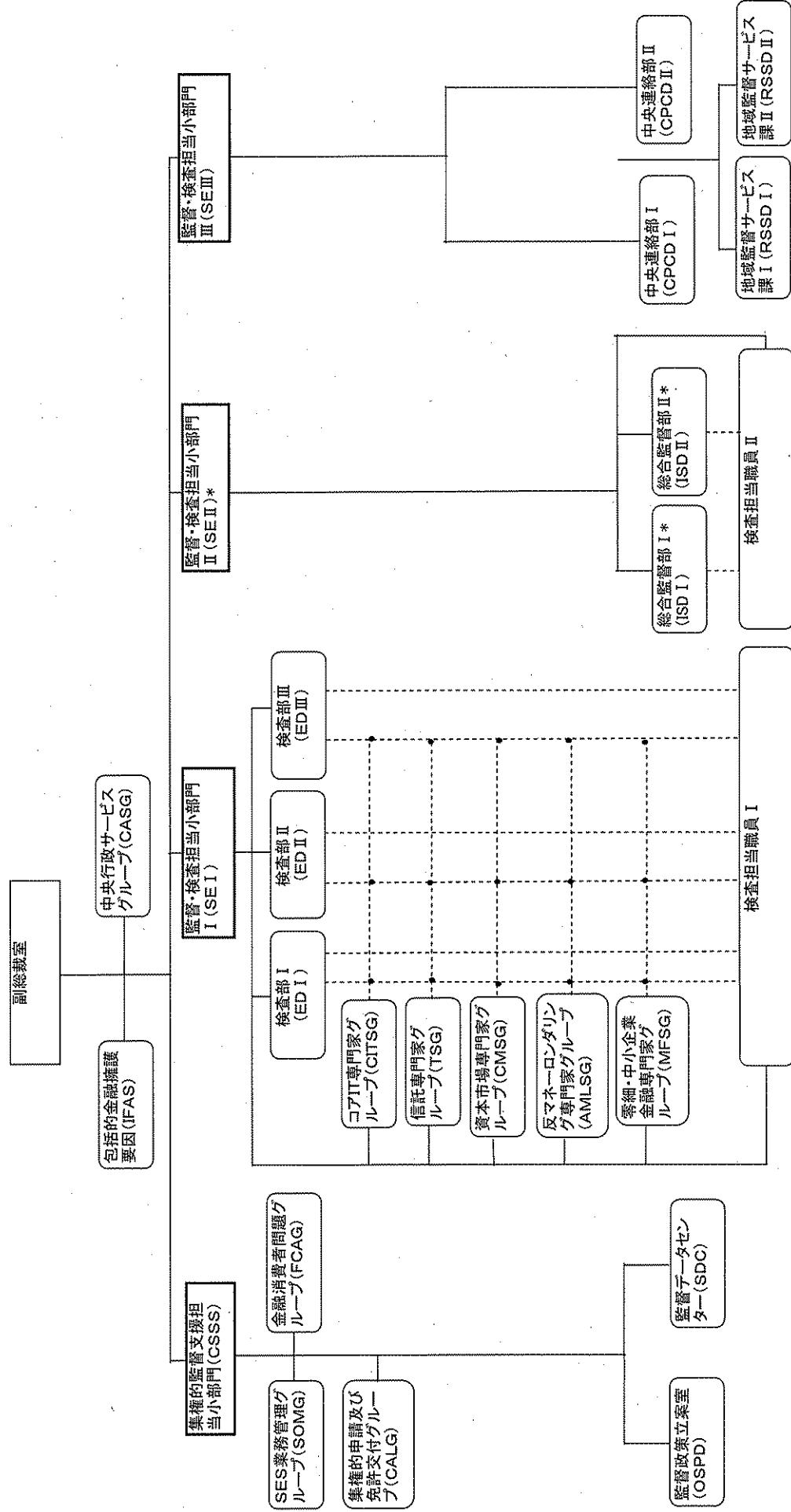
A. 基礎監督技能
1. リスク重視の監督のための構造的訓練
2. リスク重視の監督におけるマクロ経済的要因
3. データ保管
4. 信用・オペレーショナルリスクに関する補足コース
5. 法的リスク管理
6. 報告書作成
7. AML(反マネーロンダリング)コース
9. 利用者問題コース
10.マイクロファイナンスの監督
11.基礎IT検査コース
12. SES検査官向け基礎ACLコース
13. CPCコース
14. 問題のある銀行の監督
15. 免許交付コース
16. 信託検査
B. 集中/専門コース
1. 中級資本市場コース
2. 上級資本市場コース
C. ソフトスキル開発コース
1. 効果的な口頭コミュニケーション法
2. 効果的なプレゼンテーション能力
3. MSEP1&2の再設計
D. コンピューターコース
1. マイクロソフト ワード
2. マイクロソフト エクセル
3. マイクロソフト パワーポイント
4. マイクロソフト 資料の電子編集
6. ロータス・ノート

附属書B

従来のBSP監督・検査部門(SES)の組織体制



新しいBSP監督・検査部門(SES)の組織体制



注記

* SE IIは、緊急サービスの必要に応じて、短期のプロジェクト/任務に当たる総合職及び
専門検査職員をSE Iから一時的に招致できる。